

○函館市美容師法施行細則

平成13年3月30日

規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）の施行について、別に定めるもののほか、必要な細則を定めるものとする。

(開設の届出書)

第2条 美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）第19条第1項の届出書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 前項の届出書には、省令第19条第2項から第4項までに規定する書類のほか、美容所の平面図を添付しなければならない。

(変更の届出書等)

第3条 省令第20条の届出書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 美容所の構造を変更したときは、前項の届出書にその変更箇所を明示した平面図を添付しなければならない。

3 法第11条第2項の規定による廃止の届出は、別記第3号様式の届出書によりしなければならない。

(確認証の交付)

第4条 市長は、法第12条の確認をしたときは、当該確認に係る美容所の開設者に、別記第4号様式の確認証を交付するものとする。

(営業の譲渡による地位の承継の届出書)

第4条の2 省令第20条の2第1項の届出書は、別記第4号様式の2によらなければならない。

(相続による地位の承継の届出書)

第5条 省令第21条第1項の届出書は、別記第5号様式によらなければならない。

(合併による地位の承継の届出書)

第6条 省令第22条第1項の届出書は、別記第6号様式によらなければならない。

(分割による地位の承継の届出書)

第7条 省令第22条の2第1項の届出書は、別記第7号様式によらなければならない。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている美容所確認証は、第4条の規定により交付された美容所確認証とみなす。

3 戸井町、恵山町、椴法華村および南茅部町の編入の日前に美容師法施行細則（昭和59年北海道規則第116号）の規定によりなされた手続その他の行為で、同日以後において市長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成16年11月22日規則第94号）

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成17年3月1日規則第6号）

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

2 この規則の施行前に不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号。以下「整備法」という。）第52条の規定による改正前の商業登記法（昭和38年法律第125号。以下「改正前の商業登記法」という。）第11条第1項の規定により交付された登記簿の謄本は、整備法第52条の規定による改正後の商業登記法第10条第1項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。この規則の施行後に整備法第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の商業登記法第11条第1項の規定により交付される登記簿の謄本も、同様とする。

附 則（平成24年7月5日規則第80号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第29号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第40号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月3日規則第65号）

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

附 則（令和5年12月11日規則第43号）

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

2 この規則の施行の日前に営業を譲り受けた者が行う美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第1項の規定による届出の手続に係る届出書（その添付書類を含む。）については、改正後の第2条第2項および別記第1号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記第1号様式（第2条関係）

美容所開設届出書

年 月 日

函館市長 様

住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
 届出者 （ふりがな）氏名 〔法人にあっては、その名称および代表者の氏名〕
 電話 局 番

美容所を開設するので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

美容所	名称			
	所在地			
	構造および設備の概要			
管理美容師	氏名			
	住所			
美容師	氏名	登録番号	その他の従業者	氏名
美容師が結核、皮膚疾患等の伝染性疾病にかかっている場合は、その旨				
開設の予定年月日		年 月 日		
開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称				
開設しようとする美容所と同一の場所で理容所の開設の届出がされている場合（現に理容所が開設されている場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。）は、当該理容所の開設予定年月日		年 月 日		

添付書類

- 1 美容所の平面図
- 2 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
- 3 管理美容師を設置する場合は、管理美容師となる者が美容師法第12条の3第2項の規定に該当することを証する書類
- 4 届出者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

別記第2号様式（第3条関係）

美容所届出事項変更届出書

年 月 日

函館市長 様

住 所 (法人にあっては、主たる事務
所の所在地)
届出者 (ふりがな)氏 名 (法人にあっては、その名称お
よび代表者の氏名)
電 話 局 番

美容所開設届出書の届出事項に変更があったので、美容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 美容所の名称
- 2 美容所の所在地
- 3 変更年月日 年 月 日
- 4 変更事項
- 5 変更内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後

添付書類

- 1 構造の変更の場合にあっては、変更箇所を明示した平面図
- 2 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する事項の変更または美容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、当該疾病の有無に関する医師の診断書
- 3 管理美容師の設置または変更に係るものであるときは、新たに管理美容師となる者が美容師法第12条の3第2項の規定に該当することを証する書類

別記第3号様式(第3条関係)

美 容 所 廃 止 届 出 書

年 月 日

函館市長 様

住 所 (法人にあつては、主たる事務
所の所在地)
届出者 (ふりがな)氏 名 (法人にあつては、その名称お
よび代表者の氏名)
電 話 局 番

美容所を廃止したので、美容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 美容所の名称
- 2 美容所の所在地
- 3 廃止年月日 年 月 日

別記第4号様式(第4条関係)

確認番号()第 号

年 月 日付けで届出のあった次の美容所については、美容師法第12条の規定により、検査確認しました。

年 月 日

函館市長

印

美容所の 名称			
美容所の 所在地			
開設者の 氏名			
作業場の面積	平方 メートル	いすの台数	台



別記第4号様式の2（第4条の2関係）

営業の譲渡による美容所承継届出書

年 月 日

函館市長 様

住 所 (法人にあっては、主たる
事務所所在地)
届出者 (ふりがな) 氏 名 (法人にあっては、その名
称および代表者の氏名)
生年月日 年 月 日
電 話 局 番

営業の譲渡により美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法
第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 営業を譲渡した者の住所および氏名（法人にあっては、その名称、
主たる事務所の所在地および代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日 年 月 日
- 3 美容所の名称および所在地

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法
第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

別記第5号様式(第5条関係)

相続による美容所承継届出書

年 月 日

函館市長 様

住 所
(ふりがな)
氏 名

届出者 生年月日 年 月 日

被相続人との続柄

電 話 局 番

相続により美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 被相続人の氏名および住所

2 相続開始の年月日 年 月 日

3 美容所の名称および所在地

添付書類

- 1 戸籍謄本または不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

別記第6号様式(第6条関係)

合併による美容所承継届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者 主たる事務所の所在地
(ふりがな)
名 称
(ふりがな)
代表者の氏名
電 話 局 番

合併により美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名
- 2 合併の年月日 年 月 日
- 3 美容所の名称および所在地

添付書類

合併後存続する法人または合併により設立された法人の登記事項証明書

別記第7号様式（第7条関係）

分割による美容所承継届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者 主たる事務所の所在地
(ふりがな)
名 称
(ふりがな)
代表者の氏名
電 話 局 番

分割により美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名
- 2 分割の年月日 年 月 日
- 3 美容所の名称および所在地

添付書類

分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

別記第 3 号様式 (第 3 条関係)

別記第 4 号様式 (第 4 条関係)

別記第 4 号様式の 2 (第 4 条の 2 関係)

別記第 5 号様式 (第 5 条関係)

別記第 6 号様式 (第 6 条関係)

別記第 7 号様式 (第 7 条関係)